

令和3年3月22日
都市整備部建築課

江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

東京都市計画地区計画北砂三・四・五丁目地区地区計画の決定等に
伴い、当該地区計画の区域内における建築物の制限に関する事項に
ついて定めるとともに、規定の整備を行う。

2 改正の概要

- (1) 別表第1に「北砂三・四・五丁目地区地区計画」の項を追加する。
- (2) 別表第2に「北砂三・四・五丁目地区地区整備計画」の項を追加し、
計画地区欄、ア欄「建築してはならない建築物」、カ欄「建築物の
敷地面積の最低限度」及びサ欄「垣又は柵の構造の制限」について
定める。
- (3) 第13条の見出し及び別表第2地区整備計画の名称の項中「さく」
を「柵」に改める。

3 改正の内容

新旧対照表のとおり

4 施行日

公布の日から施行する。

江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

現行			改正案		
第1条～第12条 (略) (垣又は <u>さく</u> の構造の制限) 第13条 建築物に附属する門又は塀の構造は、別表第2の計画区域の区分に応じ、それぞれ同表サ欄に掲げる構造以外のものとしてはない。 第14条～第20条 (略) 別表第1 (第2条関係)			第1条～第12条 (略) (垣又は <u>柵</u> の構造の制限) 第13条 建築物に附属する門又は塀の構造は、別表第2の計画区域の区分に応じ、それぞれ同表サ欄に掲げる構造以外のものとしてはない。 第14条～第20条 (略) 別表第1 (第2条関係)		
地区計画の名称	地区整備計画の名称	区域	地区計画の名称	地区整備計画の名称	区域
(略)			(略)		
豊洲五丁目地区地区計画	豊洲五丁目地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東京都市計画地区計画豊洲五丁目地区地区計画(平成20年1月江東区告示第7号)のうち、地区整備計画が定められた区域	豊洲五丁目地区地区計画	豊洲五丁目地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東京都市計画地区計画豊洲五丁目地区地区計画(平成20年1月江東区告示第7号)のうち、地区整備計画が定められた区域
			北砂三・四・五丁目地区地区計画	北砂三・四・五丁目地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東京都市計画地区計画北砂三・四・五丁目地区地区計画(令和2年11月江東区告示第312号)のうち、地区整備計画が定められた区域
別表第2 (第3条—第13条関係) (別添1のとおり)			別表第2 (第3条—第13条関係) (別添2のとおり)		
			附 則 この条例は、公布の日から施行する。		

別表第2 (第3条—第13条関係)

地区整計画地	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ
備計画区 の名称	建築してはならない 建築物	建 築 物 の 容 積 率 の 最 高 限 度	建 築 物 の 容 積 率 の 最 低 限 度	建 築 物 の 建 蔽 率 の 最 高 限 度	建 築 物 の 建 築 面 積 の 最 低 限 度	建築物の敷地面積の最低限度	壁 面 の 位 置 の 制 限	建 築 物 の 高 さ の 最 高 限 度	建 築 物 の 高 さ の 最 低 限 度	建 築 物 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	垣又はさくの構 造の制限
(略)											
豊洲五丁目地区 計画	(略)										

備考 (略)

別表第2 (第3条—第13条関係)

地区整備計画地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ
備計画地区 の名称	建築してはならない 建築物	建築物 の 容 積 率 の 最 高 限 度	建築物 の 容 積 率 の 最 低 限 度	建築物 の 建 蔽 率 の 最 高 限 度	建築物 の 建 築 面 積 の 最 低 限 度	建築物の敷地面積の最低限度	壁 面 の 位 置 の 制 限	建築物 の 高 さ の 最 高 限 度	建築物 の 高 さ の 最 低 限 度	建築物 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	垣又は柵の構造 の制限
(略)											
豊洲五丁目地区地区 計画	(略)										
北砂三丁目地区 整備計画	住宅地区 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物					60平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 巡查派出所、公衆便所その他これらに類するもので、区長が公益上必要であると認めた建築物の敷地として使用することとなる土地 2 本地区計画の都市計画決定の告示日（次号において「告示日」という。）において、現に建築物の敷地として使用されている土地 3 告示日において、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することとなる土地 4 都市計画法第4条第14項に規定する公共施設（地区施設を含む。）の整備により面積が減少する土地 5 前号に規定する公共施設の整備に伴い代替地として譲渡された土地					道路に面して設ける垣又は柵の構造は、生け垣又はフェンスとし、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造その他これらに類する構造としてはならない。ただし、地盤面から高さ0.6メートル以下の部分、門柱及び門扉にあっては、この限りでない。
住宅地区	複合住宅地区 次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 マージャン屋、										

		ばちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発 売所及び場外車券 売場											
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 (略)